

君津市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年 7月

君津市通学路安全対策協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「君津市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていく。

2. 通学路安全対策協議会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「君津市通学路安全対策協議会」を設置した。本プログラムは、この会議で議論し策定した。

- 君津警察署
- 千葉県土木事務所維持課
- 君津市PTA連絡協議会
- 君津市校長会
- 君津市建設部道路保全課
- 君津市建設部道路建設課
- 君津市市民環境部市民生活課
- 君津市教育委員会

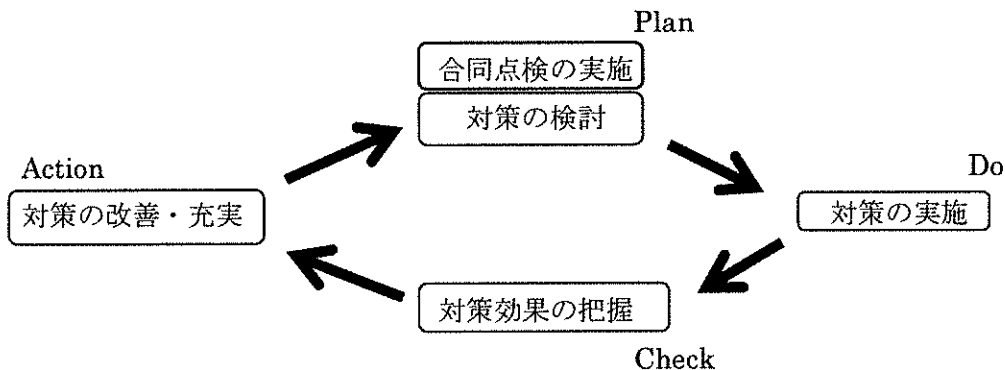
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実に取り組む。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていく。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期

- ・市内、13小学校の通学路の合同点検を、年1回程度実施する。
- ・関係機関等から情報を集め、重点課題を整理し、効率的・効果的に実施する。

○合同点検の体制

- ・教育委員会・道路管理者、警察等が合同で点検を実施する。
- ・特に必要がなければ、保護者・学校は加わらない。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護策設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な方法を検討する。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、協議会において報告し、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。
- ・保護者や学校に対しても、情報発信を行う。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認する
- ・保護者、地域住民へのアンケートを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努める。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

(7) 関係機関との連携を図る(母と女性教職員の会等)

4. 箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために対策一覧表を作成し、公表する。
- ・公表内容については、防犯の観点から十分に検討し、実施していく。